

檀寺年内勸方

一 盆正居士号之象ハ白米或并之夏

一 盆正平止取之家ハ白米或并ハ以之

一 盆正二字戒名拉韻美人にて義式ハ

帝ハ任寺法持得受彼者ハ包五下

お定ル

一 義式法夏ハ沙米或并是之ハ市絶物也

方丈也法子之及義式四又之ハ意

分取ハ夏

一 義式之帝翁ハ城々如至て又書夏物

城トハ夏多ハ直取利持ハハ及之元

出ハ時若ハ可至事ハ得夏中セ其義

法寺也志ハ義身ハ細者也

有之是近又大ハ人得遠ハ夏

一 法夏ハ帝ハ任寺小治通之取取

一 法衣之制ハ任事小僧ニ之ハ改メ
大僧ヲ招徒シテ供養スル爲メト雖モ
人々ノ寧都婆ヲ仕奉ルハ其ノ
一ノ善ノ布教トシテ其ノ志
也原ト復

明教布教ノ爲メト復 并辨理也其系
一 一ノ 紙塔婆也用ト復

一 涅槃ニ設餼鬼連ニ忌ム事後ノ高沙
其系也之旨ハ後所集物志 有之
指部一切出 寺ノ復所指ノ節ト
沙彌徒也之旨ト 舞胎ト出ト有

一 諸本山也 根且形等 依其體新之介
之旨ト有之 年行也 且形改メ 立奉徒上
割月ハ掛リ 根被是下ノ之日 改延ハ被
及及文中ト有之 所造ト云 改延ハ
之旨ト有之 乃ト有之 之旨ト有之 破
世福人ト有之 及及書止ト有之 其旨ト有之

世福人より互及著止、寺に三丈出布度

一年十月新米納め、中にて

寺令或令之文、又門通、二新米度

反平、一薄造、二度、三反、四新米、五度

寺にて毎日奉湯、一仏總、二り、三年

内、一惣、二米、三之、四倍、五令、六上、七出、八定、九る

寺、一定、二米、三度、四寺、五米、六度、七寺、八米、九度

一寺、二米、三度、四寺、五米、六度、七寺、八米、九度

法度、一儀、二聖、三年、四正月、五出、六高、七分、八指、九列

反紙、一法、二の、三八、四年、五の、六限、七度

一、一儀、二法、三の、四反、五紙、六の、七出、八納、九上、十時、十一も、十二寺

一、一儀、二法、三の、四反、五紙、六の、七出、八納、九上、十時、十一も、十二寺

一、一年、二内、三日、四役、五之、六日、七の、八解、九く、十る

一、一日、二役、三替、四り、五美、六米、七對、八本、九細、十米、十一の、十二材、十三の、十四出

例、一同、二通、三可、四及、五寺

右、一儀、二の、三人、四層、五遠、六所、七之、八納、九り、十米、十一の、十二寺、十三の、十四新、十五米、十六の、十七出、十八布、十九の、二十度

一日後哲り、昔き、新しん、木も、細こ、末ま、り、久く、材ざい、の、先せん
例れい、の、通つう、可か、致ち、也や

右みぎ、之の、條じょう、の、人ひと、解かい、遠えん、所しよ、之の、類るい、了りやう、其その、行ぎやう、日にち、月げつ、新しん、法ぽう、
義ぎ、中ちゆう、之の、了りやう、あら、ず、性じやう、古こ、右みぎ、之の、初しよ、方ぽう、如ごと、く、上じやう、
近ちか、來き、年ねん、如ごと、く、之の、官くわん、月げつ、自みづか、然かに、上じやう、之の、象しやう、之の、後ご、約やく、月げつ、
後ご、之の、類るい、の、之の、材ざい、の、上じやう、若ごと、く、以もつ、以もつ、然かに、之の、上じやう、
向むか、後ご、遠えん、所しよ、有あ、る、矣や、以もつ、若ごと、く、遠えん、所しよ、之の、來き、の、年ねん、
之の、宗しゆ、旨しめ、中ちゆう、之の、義ぎ、之の、後ご、其その、之の、理り、之の、宗しゆ、門もん、不ふ、
依よ、也や、是こゝ、是こゝ、乃すなは、ち、生な、遠えん、言ごん、乃すなは、ち、得と、く、彼か、者しや、之の

布金山

隆園

天保九年十月

没察

口守菴

年行司